

第 2 号被保険者の適用除外届出書

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

届出者 (世帯主) 住 所

氏 名

個人番号

(電話番号 - -)

次の理由により届出します。

① 介護保険法施行法第 1 1 条及び介護保険法施行規則第 1 7 0 条の規定により下記の者が介護保険第 2 号被保険者の適用除外であるので届出します。

② 介護保険法施行法第 1 1 条及び介護保険法施行規則第 1 7 0 条の規定により下記の者が介護保険第 2 号被保険者の適用除外でなくなったので届出します。

住 所			
氏 名 (被 保 険 者)			
生 年 月 日	年 月 日	個 人 番 号	
被 保 険 者 証 記 号 番 号			
入 所 施 設 名 (入 院)			
① 適用年月日	介護保険法施行法第 1 1 条第 1 項の規定の適用を受けるに至った年月日 年 月 日		
② 適用でなくなった 年月日	介護保険法施行法第 1 1 条第 1 項の規定の適用を受けなくなった年月日 年 月 日		

介護保険法施行法第十一条（適用除外に関する経過措置）（一部抜粋）

介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。

（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設(生活介護施設入所支援に限る)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(生活介護に限る)
- 児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設
- 児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項の厚生労働大臣が指定する医療機関
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設
- 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- 生活保護法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設
- 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する労働者災害特別介護施設
- 障害者支援施設 知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号に係るものに限る
- 指定障害者支援施設 生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 2 条の 3 に規定する施設(療養介護に限る)